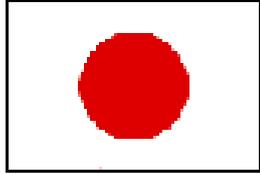


# 源泉所得税の改正のあらまし



日スイス租税条約関係



令和4年11月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」といいます。）が令和4年11月30日に発効し、源泉所得税については令和5年1月1日から適用が開始されることになりました。

この改正議定書は、昭和46年に発効（平成23年に一部改正が発効）した現行の租税条約（以下「現行条約」といいます。）の一部を改正するものになります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや改正議定書の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

（注） このパンフレットは、改正議定書の概要を説明したもので、令和4年11月30日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページに掲載されている改正議定書の条文（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/press\\_release/20210716swi\\_j.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20210716swi_j.pdf)）及び交換公文（[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/press\\_release/20210716swi\\_ja.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20210716swi_ja.pdf)）をご参照ください。

## 1 配当及び利子に対する課税の概要

配当及び利子については、原則として次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における免税対象が拡大されました。【現行条約第10条、第11条、改正議定書第7条、第8条】

	改正前	改正後
配 当	免税（議決権保有割合50%以上・保有期間6か月以上） 5%（議決権保有割合10%以上・保有期間6か月以上） 10%（その他）	免税（議決権保有割合10%以上・保有期間365日以上） 10%（その他）
利 子	免税（政府受取、金融機関受取、年金基金受取等） 10%（その他）	免税 <sup>（注）</sup>

（注） いわゆる利益連動型の利子については、源泉地国免税は適用されず、10%の限度税率が適用されます。

## 2 配当及び利子以外の所得に対する課税の概要

改正議定書では、配当及び利子以外の所得について、主に次の改正が行われました。

- (1) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務につき取得する報酬について、その他方の締約国において租税が免除される要件の一つが、「その報酬の受領者が、その年において開始し、又は終了するいずれの12か月の期間においても、合計183日を超えない期間その他方の締約国内に滞在し」と改正されました<sup>(注)</sup>。【現行条約第15条2、改正議定書第9条1】

(注) 改正前の条約では、「その報酬の受領者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在し」と規定されています。

- (2) 法人の居住地国において課税することができることを定める役員報酬の規定は、「法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金」について適用することとされました<sup>(注)</sup>。【現行条約第16条、改正議定書第10条】

(注) 改正前の条約では、「役員資格で取得する報酬」について適用することとされています。

- (3) 専ら訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する一定の事業修習者について、その一方の締約国において租税が免除される期間の制限が設けられ、「その一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から4年を超えない期間についてのみ適用する」こととされました。【現行条約第21条、改正議定書第11条】

## 3 改正議定書の適用時期

源泉所得税に関しては、令和5年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。【改正議定書第19条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和5年1月1日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和5年1月1日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、電話相談センターにおたずねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax (イータックス) ホームページ 【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】

### 源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です!

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、以下の国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。

([https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\\_nouzei/cashless.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm))

